

9月・10月は北海道一斉滞納整理強化月間 税金の納め忘れはありませんか？

税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくり
に欠かせない公共サービスや公共事業を行うための
貴重な財源です。税金を滞納すると納税している
方との公平性を欠きます。そのため、道内全市
町村と北海道が連携して町税の収納率の向上に取り
組みます。

特に9月・10月を税の滞納整理強化月間と定め、
税の徴収強化に取り組みます。

○町税滞納処分に「自動車差押タイヤロック方式」
を導入

町では、税負担の公平性を確保するため、町税
の滞納に対して差し押さえを行い、滞納額を減ら
す努力をしています。

さらに、新しい取り組みとして、再三の催告に
もかわらず町税を納付されない滞納者に対して、
差し押さえた自動車に取り付ける「タイヤロック」
を導入しました。



※タイヤロックや「公示書」を破損させると・・・
刑法第96条（封印等破棄）

公務員が施した封印もしくは差押えの表示を損
壊し、またはその他の方法によりその封印もしく
は差押えの表示に係る命令もしくは処分を無効に
した者は、3年以下の懲役もしくは250万円以下
の罰金に処し、またはこれを併科する。

▼お問い合わせは、役場税務会計課納税係（7 -
5 2 9 2）へ。

8月は北方領土返還要求運動強調月間 返還要求運動へ積極的に参加を

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国
後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の
実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願
です。

道では、昭和41年から北方領土問題の解決に向
けて道民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極
的に後押しするため、旧ソ連邦が日本に対し宣戦
を布告し、北方四島の占拠を開始した月である8
月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、
重点的に返還要求運動を実施しています。

日露関係の現状は、ロシアによるウクライナ侵
略の影響により厳しい状況にあり、北方領土交渉
はもとより、北方四島交流等事業や日露共同経済
活動の具体的な再開時期を見通すことは難しい状
況ですが、北方領土の1日も早い返還の実現に向

け、道・市町村と関係団体等が相互に連携して、
北方領土問題に係る啓発活動等を展開すること
になりました。

北方領土問題についての理解をさらに深め、返
還要求運動へ積極的に参加くださいますようお願い
します。

なお、町の取り組みとして、役場に署名窓口を
設置しますので、署名にご協力をお願いします。

○実施期間

8月31日（木）まで

○署名窓口

役場庁舎1階 多目的スペース

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係（7
- 2 1 1 1）へ。